

砥 部 町 議 会
平 成 1 7 年 第 3 回 臨 時 会
会 議 録

平成17年第3回臨時会 会議録

招集年月日	平成17年11月15日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成17年11月15日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村 剛志 助 役 柳田 穂 収入役 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹 監理財政課長 松下行吉 農林課長 西崎 悟 下水道課長 東岡 秀樹		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	11番 宮内光久 12番 大野和博		

平成17年第3回砥部町議会臨時会

平成17年11月15日(火)

午前9時30分開会

○議長(田室博志) ただいまから、平成17年第3回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。野山の紅葉も深みを増し、いよいよ秋から冬へと向かう季節になりました。議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、秋恒例となっておりますスポーツ行事や文化行事も大方完了しました。先日は、第1回目となりました陶街道文化まつりが町内外から多くの皆様にご参加いただき、盛会に開催できました。ご支援ご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。今後も魅力ある祭として一層発展させて参りたいと考えておりますので議員の皆様からご提案やご意見をお願い申し上げます。本日は公共下水道事業に係る処理場用地購入費の補正予算ならびに給与条例の一部改正等の議案についてご審議をお願い申し上げます。その内容につきまして、ご説明をさせていただきますので、ご議決をしていただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田室博志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番宮内光久君、12番大野和博君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(田室博志) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。おはかりします。今臨時会は予定議案が少ないため、議会運営委員会の開催を省略しましたので、ご了承下さいますようお願いいたします。つきましては、今臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(田室博志) 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、去る9月16日の第3回定例会において議決された議員派遣の件について、10月20日に愛媛県民文化会館で開催された、平成17年度第2回町議会議員研修会には、

18名の議員が参加し、「人は化ける、組織が化ける」および「激動を続ける内外情勢と日本のゆくえ」の2講演を聴講しました。

また、閉会中に公共下水道整備事業に関して処理方式を決定するにあたり、視察研修の必要性が生じたため、去る10月27日、28日の2日間、14名が参加して、兵庫県福崎町の福崎浄化センター及び京都府精華町の木津川上流浄化センターを視察し、各施設の処理方式について研修をいたしました。議員派遣の報告は以上です。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第94号 砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第95号 砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第96号 砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第97号 砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第4議案第94号から日程第7議案第97号までの人事院勧告に伴う条例の一部改正についての4議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) はじめに議案4件の朗読を行い、ご説明は関連がございますので一括して、お手元の資料の新旧対照表で行いたいと思います。議案第94号砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。第1条、砥部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第7条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。第18条の3第1項中「307,900円」を「306,900円」に改める。第19条の4第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。別表第1及び別表第2を次のように改める。1ページ飛びまして、第2条、砥部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第19条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。附則、施行期日。1、この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。以下、略しまして1ページ飛んでいただき、平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由としまして、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて、職員の給与を改定するため提案するものである。続きまして、議案第95号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。附則、この条例は、平成17年12月1日から施行する。平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、人事院勧告による国

家公務員の給与改定に伴う砥部町特別職の期末手当の支給月数改定に準じ、砥部町議会議員の期末手当の支給月数を改定するため提案するものである。次に、議案第96号砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。附則、この条例は平成17年12月1日から施行する。平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、砥部町特別職の期末手当の支給月数を改定するため提案するものである。議案第97号砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。附則、この条例は平成17年12月1日から施行する。平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴う砥部町特別職の期末手当の支給月数改定に準じ、教育長の期末手当の支給月数を改定するため提案するものである。それでは、お手元に付けております資料をご覧ください。まず、資料1ページをお開きください。第7条第3項の改正は、配偶者手当を現行13,500円から500円引き下げ、13,000円とする改正をしております。第18条の3第1項では、医師の初任給調整手当を30万7,900円から千円引き下げ、30万6,900円としました。資料2ページをご覧ください。第19条の4第2項第1号の改正は、勤勉率を100分の70から100分の75に引き上げる改正です。続く第2号では、再任用職員の勤勉手当を同じく100分の5引き上げる改正を行いました。この再任用職員は現在のところ、砥部町にはおりません。資料3ページをご覧ください。ここでは、先程第19条の4第2項第1号中で改正を行いました勤勉率を18年度以降、夏冬同率で支給し、年間の引き上げ幅を100分の5にとどめるための措置を行っております。つまり、改正前の勤勉率は夏冬とも同率の100分の70となっており、今回100分の5引き上げたため、夏冬とも100分の75に改正された状態となっております。改正後の年間ベースを100分の150を100分の145とし、夏冬同率で支給するため、100分の72.5に改正を行うものであります。これらの改正による職員への影響は年平均で4千円程度の減収になる見込みです。資料4ページをご覧ください。砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条期末手当の改正を行うものであります。職員の引き上げ幅と同率で100分の170を100分の175とするものであります。改正理由の1点目としましては、総務省では特別職の期末手当につきましても国の指定職員の期末特別手当に準じて、措置を講じる事が適当との見解を示してきております。2点目といたしまして、平成15年度には、国の勧告を受けまして、0.2カ月分引き下げた経緯がございます。今回の改正は0.05月分と引き上げ率はわずかであり、制度上認められた手当の率の改正を行うものであり、今回の改正を見送りますと、今後砥部町単独では率の改正を行うことは難しいと考えております。以上の点から、今回の改正は適当な改正であり、実施すべきものと考えております。次に資料5ページをご覧ください。砥部町特別職の給与及び旅費に関する条例、第4条の期末手当を同じく、100分の170から100分の175に改正

するものであります。続いて、資料6ページをご覧ください。砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第4条の期末手当を100分の170から100分の175に改正するものでございます。以上で説明を終わりますが、ご審議いただき、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 議案第94号の行政職の給料表と次の3条関係の医療職の給料表がございしますが、おわかりになりましたら、例えば、1級には何名、2級には何名職員が在籍しておるかお教えいただきたいと思えます。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいま、三谷議員さんからご質問あった件なんですが、医療職の件ですか。

○18番（三谷喜好） いや、一般職も両方です。

○総務課長（明賀徹） 医療職につきましては、当然広田の診療所1名のみです。それと、

○18番（三谷喜好） それが、どこに該当するかよ。聞きたいんは。

○総務課長（明賀徹） 失礼しました。

○18番（三谷喜好） 各級に何名ずつ、職員がおりますということをおっしゃってくださいということです。

○総務課長（明賀徹） 医療職の給料表の4級の6に改定後は48万3,300円でございますが、ここに医師は該当いたします。それと、人数ですが、8級に4名、7級22名、6級26名、5級55名、4級29名、3級24名、2級23名、1級3名となっております。

○議長（田室博志） 18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） それによって、今回の出す分で、どれくらいの金額が上がりますか。

○議長（田室博志） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいまの三谷議員さんのご質問なんですが、だいたい年間ベースで200万程度下がると計算しております。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑終わります。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第94号砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第94号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第94号砥部町職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議案第95号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第95号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第95号砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議案第96号砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第96号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第96号砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議案第97号砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第97号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第97号砥部町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第98号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第99号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第8議案第98号、日程第9議案第99号の補正予算に関する2議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 平成17年度一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。補正予算1枚めくっていただきまして、議案第98号をご覧ください。平成1

7年度砥部町の一般会計補正予算第5号は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,076万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,370万8千円とする。平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。内容につきましては、下水道用地購入に係る補償金の不足分を一般会計から下水道会計へ繰り出すことに伴う補正でございます。9、10ページをご覧ください。8款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費から2,076万7千円を繰り出したいたします。財源につきましては、すべて繰越金を財源としております。7ページ、8ページをご覧ください。18款繰越金から2,076万7千円を財源として繰り出しをいたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） それでは砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号の説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、議案第99号をご覧ください。平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,076万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億111万1千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成17年11月15日提出。砥部町長中村剛志。それでは、まず歳出の方からご説明させていただきます。9、10ページをお願いします。1款1項1目公共下水道事業費で今回、2,076万7千円の補正をするものでございまして、22節の補償補填及び賠償金でございます。これは、下水道用地購入に係る補償金の不足分でございます。鶏の補償金1,776万7千円と、水利補償金300万円を合わせまして、2,076万7千円の補正をお願いするものでございます。この財源でございますが、7、8ページをお願いします。2款1項1目1節一般会計からの繰入金でございまして、2,076万7千円としているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 度々すみません。教えていただきたいんですが、私の勘違いかもしれませんけれど、一般会計から他会計への繰出しの場合には、消費税が発生すると思うんですね。これは、消費税も含んでいるものなのか。どうせ還付申請をしていると思います。消費税のあれは。その申告漏れがあったりして、追徴金を請求されたりして、全国ではかなりの金額をあれしておりますが、これに繰入金は当然、私はそのように理解しておりますが、財政課長どうですか。

○監理財政課長（松下行吉） ただいまのご質問でございますが、私の方では、繰り出しについて消費税云々の知識がございまして、今現在のところでは、議員さんのおっしゃる消費税云々を加えてということはこの繰り出しには念頭に入っておりませんが、再度、下水道課長と相談させていただいたらと思っております。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。



○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。消費税につきましては、課税売上が1千万円未満の場合につきましては、課税業者の申告をしておりますと、消費税の還付を受けられるということでございまして、公共下水道事業につきましても、今年度、一応課税業者の届出をいたしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田室博志） 18番三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） そうすると、財政課長さん。当然消費税が対象になってきますわね。払わんといかんでしょ。一方はその申請します言よるんですから。どうなんですか。かなりの金額になると思いますよ。

○議長（田室博志） ここでしばらく休憩をします。

午前10時01分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（田室博志） 消費税の件についてを、松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。繰出金の中の消費税について、ご回答いたします。一般会計からの繰り出しの場合には、当然、事業サイドの方で持つ消費税分は含まれた形で一般会計から繰り出されております。以上でございます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えします。一般会計の方から繰り入れをしていただくわけですが、今回補正をいたしました合計額で3億111万1千円となっておりますが、この中で消費税の対象になります項目となっておりますのは、測量設計委託料がございまして、それと移転補償の一部分が消費税がかかるということで、この課税された消費税に対して課税業者の届出をすれば還付が受けられるということで、その手続きをしてまいりたいと思っております。

○議長（田室博志） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） これから会計をわかりやすくするためには、財政課長、消費税は含むとか、いうふうに諸々の中で書いてもらおうとわかりやすいし、将来、消費税が見直されるであろうという中で、かなりの大きなウェイトを占めてくると、やっぱりこれかなり財政に圧迫してくるのも事実でございますので、そこら辺り私たちにもわかりやすいように、皆様はおわかりでしょうけれど、わかりやすい文書にさせていただけるとありがたいと思います。以上。

○議長（田室博志） 他にありませんか。質疑を終わります。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第98号平成17年度砥部町一般会計補正予算第5号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第98号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第98号平成17年度砥部町一般会計補正予算第5号については、可決されました。

議案第99号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） えっと、砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号についての反対討論を行います。前に出たほうがいいですか。

○議長（田室博志） はい。反対者の発言を許します。17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございますが、私の勘違いもありまして、この平成17年度砥部町一般会計補正予算第5号と公共下水道特別会計補正予算第2号が別々に審議されるということが、事前に配られた中には入ってなかったもので、第2号だけだというように勘違いいたしておりますので、平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号に対して反対討論をいたします。私は、選挙公約として、236億円もかかる公共下水道計画は、町民に詳細な説明をすべきであると一般質問や特別委員会で言い続けてきましたが、町長は公共下水道と合併浄化槽を比較検討した結果、公共下水道事業が安くつくため公共下水道の計画ですすすめますとの一貫した答弁です。砥部町の下水道事業計画の内訳がようやく本年9月議会にやっと具体的な答弁が出され、総額236億円、借金194億円で、町民1人あたり約100万円を超える大事業です。借金の返済は60年。受益者負担金の内訳は、宅地面積1坪約千円。その上、排水設備工事は、くみとりから水洗トイレへの改造費用は70万円～80万円、し尿単独の浄化槽を下水道に接続する場合は30万円～40万円、合併浄化槽から下水道に接続で10万円～20万円必要です。新町における大事業として、私たちは受益者となる住民に対する事前説明を求めてきましたが、計画が県の認可を受けてから説明しますとの一貫した答弁です。昨年、一般質問で文化会館やごみ固形燃料化施設の返済とあわせ、下水道の新規施設にともなう財政負担はかかるとの質問で、助役の答弁は、下水道支払いとあわせ、公債費率は19.5%が3年間続きますとの答弁でした。公債費率20%を超えると債権団体に陥るといわれています。財政的に本当に大丈夫かと心配する面があります。大阪で自治労の下水道部長として活躍され、「下水道のバランスシート」の著者、加藤英一氏の経験や「砥部町の下水道を考える」と題しての現況談などを加え、砥部町の財政規模を含めて将来像の勉強会をいたしました。

その中で、砥部町は幸せである。工事が始まる前に議論できる事例は少ない。また、合併浄化槽で汚水処理をすれば3分の1以下で済む。下水道計画は税金の無駄遣い、と全国の自治体では監査請求や訴訟が起こっていることは周知のとおりです。勉強会への参加者の発言は、私たちが言ってきたことと同様で、このような大事業計画は工事が30年、借金の返済が60年もかかることなどは、当事者と若い世代も含めて、住民の納得と参加のもとに、一定期間、計画等の手続きを保留し、全住民が議論できる場を設けることが重要で、まず広報とべに詳細な下水道計画書を書き、町民に判断してもらわなければならないと熱心な勉強会でした。そのことをふまえて、平成17年度公共下水道特別会計補正予算の反対

討論といたします。

○議長（田室博志） 次に原案に賛成者の発言を許します。8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 8番、樋口泰幸でございます。補正予算の成立に賛成の立場で討論を行います。この公共下水道事業については、平成2年、5年、13年度と3回のアンケートを行い、住民意識としては、公共下水道の整備が望まれている結果が出ております。また、水質汚濁防止や環境保全の視点からも整備する方向で進めてきた経緯があります。また、その間、平成2年に生活排水処理計画が議員全員協議会で了承され、平成4年には議員全員による施設の視察も行われています。平成6年には、全員協議会で公共下水道基本計画の了承もされたと聞いております。その後、平成12年2月に下水道整備特別委員会で処理場の位置変更について了承され、関係地域と交渉を重ねてまいりました。平成5年8月に全員協議会で、地域環境整備要望事項の受け入れを了承し、平成15年11月の全員協議会で徳丸区の汚水受け入れについて、松前町から要請があれば、前向きに協議していくと了承され、平成16年9月議会において、町内の6施設、富士、向南台、川井団地、大畑、山並、上野地区の集中合併浄化槽施設及び積立金を受け入れる負担付寄付を決議しております。平成16年12月議会では、公共下水道砥部浄化センターへ松前町の一部地域の汚水を受入処理することについて決議しております。平成17年3月議会では、公共下水道特別会計及び用地取得に関する土地取得特別会計を決議しております。平成17年10月には地権者と鑑定額で用地取得の話ができ、10月に議員全員で処理方式の決定に向け、施設の視察を行っております。後日、下水道特別委員会において、酸素活性化汚泥方式に決定いたしており、これらの流れから公共下水道は実施に向け進んでおります。これらのことから、今回の補正予算は事業の実施に向け必要であり、賛成するものであります。議員各位におきましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（田室博志） 他に討論はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 反対の意見を述べさせていただきたいと思っております。私は、公共下水道特別会計補正予算を認めることに反対の意見を持っております。17年度の当初予算にも私は反対を述べさせていただきました。理由は、主役である住民に対し、何ひとつ説明がなされていないからです。財政について、受益者負担について、工事費用について、徳丸との関係についても、もちろんのことです。愛媛県の下水処理計画を見ますと、下水道整備は下方修正であり、浄化槽については、市町村設置型浄化槽を積極的に導入することを明記してあります。現に砥部町においても、47%以上にのぼる合併浄化槽を設置している状況です。下水道に接続することは二重投資になるのでは間違いありません。また、工事自体が非常に非効率であること。集合処理の目安は、1ha80人以上の人口密度が必要です。砥部の1期工事区域は49人であり、とても採算の取れる人口密度ではありません。松山市でさえ75人です。757人の職員が余剰分と計算されています。

砥部川の水質も環境基準値をクリアしている現状から、下水処理の必要性がどの程度あるのかを確認して、住民への説明が必要と考えます。加藤英一氏の下水道のバランスシートを読まれました住民の方より私の家にお電話がありました。この本のすばらしいところ

は、全てが統計である、いわゆるデータである。その事実に基づき、将来展望がなされていることです。これを教科書として町長、議員の皆さんが議論するといいいですね。この本の内容を全て網羅されて、なおかつ実行される町長は厳しい覚悟が必要ですね、と話されました。勉強会に駆けつけていただきました加藤さんも、砥部町が採用しようとしている処理方式は大変珍しいですね。全国でも10例から20例ほどしかないんですよ、とのお話でした。住民サービスの低下がない、運営の方法の確約もないままこの計画を進めることに非常な危機感をもちます。現在、行財政改革委員会において審議が終わり、答申内容が確認されましたが、これは決して下水道事業のための行革委員会ではないことを確認しておきたいと思います。もし、公約を前面に出されるとするならば、過去の在任中の苦渋の選択として反故にされたことは何だったのかということをし添えまして、私の反対意見を終わります。この下水道工事が、この砥部町を埋没するかどうかの分岐点となる工事であることを認識いただきまして、十分な議論の時間を作るためにも私の意見にご理解いただくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（田室博志） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第99号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。起立多数と認めます。ご着席ください。議案第99号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号については、可決されました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には各議案を慎重にご審議を賜り、ご議決をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。ご議決いただきました予算は適正に執行してまいりますので、今後一層ご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田室博志） 以上をもって、平成17年第3回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員